

利用者負担額（保育料）のお知らせ

〔教育・保育給付2・3号認定の0歳児から2歳児向け〕



名古屋市子ども青少年局

利用者負担額の決め方

<階層区分について>

利用者負担額は、その世帯の負担能力に応じて決定されており、利用者負担額は市民税額に応じて階層別に決まります。

副食費の免除対象者は生活保護世帯、里親、市民税所得割額 57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）の世帯と、就学前から数えて第3子以降のお子さんについては、副食費の徴収が免除されます。なお、副食費の徴収免除となる世帯は、利用者負担額等決定通知書の備考欄に別途文言が記載されます。

●平成31年4月～令和元年8月の利用者負担額・・・平成30年度の市民税額に応じて決定されます。

●令和元年9月～令和2年3月の利用者負担額・・・令和元年度の市民税額に応じて決定されます。

（所得の状況に応じて、9月に金額の見直しを行います。3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんは令和元年10月以降、利用者負担額は0円となります。）

利用者負担額の階層や副食費対象者の決定にかかる市民税課税額は、父母及び生計の主宰者である方の合計により決まり、生計の主宰者とは世帯の中で収入及び市民税額が最も多く、お子さんを税法上の扶養親族とし、健康保険の扶養家族としている方を言います。

税額には、次の控除は適用しません。これらの控除がある場合は、控除がなかったものとして税額の計算をします。

寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除

<年齢区分について>

いわゆるクラス年齢（小学校でいう学年と同じ）によります。今年度においては、以下のとおりです。

3歳未満児 平成28年4月2日以降にお生まれのお子さん | 3歳以上児 平成28年4月1日以前にお生まれのお子さん

※2歳児クラスのお子さんで、年度途中で認定が3号から2号に変わった場合も、3歳未満児の区分を適用します。

<保育必要量について>

保育標準時間とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の利用を言い、

保育短時間とは1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育の利用を言います。

<特別保育事業の階層について>

延長保育、短時間延長保育、一時保育事業、24時間緊急一時保育事業、病児・病後児デイケア事業等の特別保育事業の利用料は、市民税額に応じて右の階層別に決まります。

特別保育事業の階層区分は、利用者負担額等決定通知書の備考欄に記載しています。特別保育事業の利用料は、事業ごとに異なります。

| 市民税額等 | | 階層区分 |
|-----------|-----------|------|
| 生活保護世帯等 | | A |
| 市民税非課税世帯 | | B |
| 市民税均等割のみ | | C |
| 市民税所得割課税額 | 40,800円未満 | |
| | 40,800円以上 | D |

利用者負担額の納付

利用者負担額は、月額で納めて頂くことになっています。欠席などでもお返しすることはできません。

利用者負担額は、施設運営の保護者負担分となる大切なものです。決定された利用者負担額は毎月の納入期限までに納入されますようお願いいたします。なお、保育所（公立・民間）の利用者負担額の納付にあたっては、口座振替による納付手続きをお願いしています。

また、認定こども園や小規模保育事業などを利用する場合は、施設・事業所へ直接お支払いいただきます。

納付方法については、各施設・事業所にお問合せください。

利用者負担額等の変更

世帯の異動（保護者の結婚・離婚など）や税額の変更（税の修正申告など）などがあつた場合は必ずお住まいの区の区役所民生子ども課までお伝えください。原則として、世帯の異動があつた場合は、区役所民生子ども課が変更を知つた日の翌月分から、税額の変更などがあつた場合は、決定時期当初にさかのぼって、利用者負担額等を変更します。

利用者負担額の減額

生計主宰者の方の失業（自己都合は除く）、事業の倒産、長期病気療養や災害に遭われ、利用者負担額のお支払いが困難になつた場合やお子さんが長期にわたり入院する場合、または、『婚姻歴のないひとり親家庭』に該当する場合等は、一定の基準を満たすと、利用者負担額が減額されることがあります。事前に区役所民生子ども課までご相談ください。

お問い合わせ先：お住まいの区の区役所民生子ども課民生子ども係

平成31年度利用者負担額（保育料）基準月額表（令和元年10月～）（2・3号認定子ども）

| 階層区分 | | 市の基準月額 | | 参考： 国の基準月額 （保育標準時間認定） | |
|------|--|---------------------|---------|-----------------------------|---------------------|
| | | 3歳未満児 | | | |
| | | 保育標準時間認定 | 保育短時間認定 | 3歳未満児 | |
| A階層 | 生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親 | | 0 | 0 | 0 |
| B階層 | 平成31年度分（4月分から8月分までは平成30年度分）の市民税 | 非課税世帯 | | | |
| C階層 | 1 | 均等割のみ課税世帯 | 5,700 | 5,700 | 19,500 |
| | 2 | 10,000円未満 | 6,400 | 6,300 | |
| | 3 | 10,000円～40,800円未満 | 7,500 | 7,400 | |
| | 4 | 40,800円～43,800円未満 | 11,200 | 11,100 | |
| | 5 | 43,800円～55,200円未満 | 13,900 | 13,700 | |
| | 6 | 55,200円～67,000円未満 | 17,500 | 17,300 | 30,000 |
| | 7 | 67,000円～88,800円未満 | 22,100 | 21,800 | |
| | 8 | 88,800円～110,000円未満 | 25,800 | 25,400 | 44,500 |
| | 9 | 110,000円～131,600円未満 | 29,400 | 29,000 | |
| | 10 | 131,600円～180,000円未満 | 34,900 | 34,400 | |
| | 11 | 180,000円～236,800円未満 | 42,700 | 42,000 | 61,000 |
| | 12 | 236,800円～281,000円未満 | 50,300 | 49,500 | |
| | 13 | 281,000円～351,500円未満 | 58,300 | 57,400 | |
| | 14 | 351,500円～411,800円未満 | 63,400 | 62,400 | 80,000 （給付単価限度） |
| | 15 | 411,800円～518,000円未満 | 63,900 | 62,900 | 104,000 （給付単価限度） |
| | 16 | 518,000円以上 | 64,000 | 63,000 | |

※市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

＜3歳未満児の利用者負担額についての軽減制度＞

①多子世帯軽減制度

C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額します。また、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度

C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用しているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設
居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業

③世帯第3子以降無料制度

18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を軽減します。

ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。

イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

| 階層区分 | 1人目 | 2人目以降 | 1人目、2人目以降の判定の方法 |
|---------------------------|--------|-------|------------------|
| C1階層からC3階層 | 基準額の半額 | 0円 | ①多子世帯軽減制度で判定します。 |
| C4階層からC7階層（所得割額77,101円未満） | 3,800円 | | |

同居をしていない生計を同じくするお子さん（例：寮で暮らす高校生のお子さん）がいる等、軽減制度の適用によるお子さんの保育料の軽減が正しく反映されていないと思われる場合は、区役所民生子ども課までお問合せください。